

連番	意見要旨	回答
1. 法定猟法の見直し（規則第2条）		
1	とらばさみは、狩猟で禁止することに加えて、使用禁止猟具に指定するべきである (計41件)	有害鳥獣捕獲等においては必要な場合があると考えますが、より適切な構造なものの使用を図りたいと考えます。
2	とらばさみについて法定猟法に残すべき (計2件)	とらばさみについては、錯誤捕獲のおそれや捕獲した際の鳥獣への傷害が大きく、また、放獣に係る改良が困難であることから狩猟における使用を禁止しますが、農林業被害対策における使用の必要性等も踏まえた対応をすることとしています。
3	とらばさみは、狩猟で禁止することに加えて、使用禁止猟具に指定するべきである。アライグマ用とらばさみであるエッグトラップも使用禁止猟具に指定すべき。 (計19件)	とらばさみについては、有害鳥獣捕獲等で適切に使用されるものは必要と考えます。エッグトラップについてはその課題等について情報収集が必要と考えます
3. 語句（「移入された鳥獣」）の変更（規則第7条）		
4	「人為的に導入された鳥獣」に改正すべきではない。 (計12件)	外来生物法との整合を図ることにより言葉の違いによる混乱の防止を図ることが必要と考えます。
4. 鳥獣の捕獲等に用いる猟具への氏名等の記入（新設）		
5	登録番号表示制はいいと思いますが放置しっぱなしなどのことも考えるとできればこのような「わな」がなくなればいいと思います。	放置されたわなへの対応についての検討を進める必要があると考えます。
6	許可の有効期間は最長三ヶ月を越えないものとし、必要に応じて更新手続きをとること。わなの標識には、実際の有効期間を表示し、更新の場合はそのつど新たな標識に記載するものとする。 (計40件)	許可期間は、その目的に応じた適切な期間が許可されるものと考えます。また、許可の有効期間は表示項目としています。

7	<p>記入に併せて各地域を担当する鳥獣保護員が把握できる数の上限を定めるべき。また各々には二ヶ月の有効期限を定め、更新手続きを義務化すべき。それ以前に捕獲具には役所で一元的に管理するのが望ましい。免許所有者に狩猟法等を遵守すると署名、押印させた上で貸与し、期間になれば返却させ、返却不能や返却遅延の場合は重罰する。 (計10件)</p>	<p>設置する数量については狩猟では定められており、また、許可の際にも条件を付すことができます。なお、猟具を役所で一元的に管理することは困難と考えます。</p>
<p>5. 鳥獣の捕獲等を行うことができる期間の延長（規則第9条）</p>		
8	<p>期間延長には反対です。 (計5件)</p>	<p>狩猟者の育成等のために必要と考えます。</p>
9	<p>猟区の設定および狩猟期間の延長については、地域住民の十分な了解を得てから実施し、広く周知徹底すべきである。 (計26件)</p>	<p>猟区の認可を受ける場合には、鳥獣法第69条により区域内の土地に関し登記した権利を有する者の同意を得る必要があり、また、認可に当たって都道府県知事が公示することとなっています。</p>
10	<p>経験の浅い狩猟者の育成の場として猟区を活用する為に、猟区の期間が延長されましたが、日本の中に猟区は、国内において一部の地域に限られます。経験の浅い狩猟者の育成が目的の一部であるなら、国内均等に、猟区のような地域を設定し、地域間格差をなくし、狩猟期間の延長をするべきと思います。</p>	<p>ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
11	<p>経験の浅い狩猟者の育成のための期間の延長はしない。</p>	<p>猟区は鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図る区域であり、他の利用者に対しても周知が図られていると考えます。</p>
12	<p>「経験の浅い狩猟者」と記載があるが、これは趣味のハンターも含まれるように解釈できる。狩猟を生活の糧としている「マタギ」であれば納得はできるが、この表現だと狩猟者全般に渡っていると考えられ、危険。</p>	<p>一般の狩猟者も含めての育成等のために必要と考えます。</p>
13	<p>狩猟期間を延長する本案は安全確保に問題があることから認めることができない。削除すべきである。 (6件)</p>	<p>猟区は鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図る区域であり、他の利用者に対しても周知が図られていると考えます。</p>

14	<p>経験の浅い狩猟者の育成にと謳いつつ、結果趣味の狩猟期間を延長する本案は認められない。本案は絶対に削除すべきである。 (計13件)</p>	<p>狩猟者の育成等のために必要と考えます。</p>
<p>6. 禁止する猟法の見直し(規則第10条第3項)</p>		
15	<p>大物イノシシ捕獲には、足くくり罠では狂暴さ対応に無理が生じますので最大長の緩和措置を是が非でもお願いしたい。地域性を考慮頂き、くくり罠の規制は有害鳥獣捕獲には係らない旨ご配慮いただきたい。</p>	<p>有害鳥獣捕獲等の許可による捕獲については、地域の状況に応じた対応が可能と考えます。</p>
16	<p>くくりわなの一部禁止ではなく、全面禁止とすべき。 (計23件)</p>	<p>猟具としてくくりわなは必要と考えますが、構造基準等を新たに規制することでより適正な取扱を図りたいと考えます。</p>
17	<p>とらばさみと同様にくくりわなも全面禁止にすべきである。 (計38件)</p>	<p>猟具としてくくりわなは必要と考えますが、構造基準等を新たに規制することでより適切な取扱を図りたいと考えます。 とらばさみについても有害鳥獣捕獲等においては必要な場合があると考えますが、より適切な構造の使用を図りたいと考えます。</p>
18	<p>規則第10条第3項の案は何を根拠にしているか</p>	<p>錯誤捕獲等の防止を図る観点から、狩猟現場の状況や専門家等による検討を踏まえたものです。</p>
19	<p>輪の直径が十二センチメートルを超えるものを禁止する猟法とすることに反対する</p>	<p>錯誤捕獲の防止等による鳥獣の保護管理に必要と考えます。</p>
20	<p>事実上、大型獣の胴くくりわなが全面禁止となることに反対。「クマの分布域内のみの禁止」、あるいは「輪の直径が12センチメートルを超える足くくりわなを禁止」と胴くくりわなとは区別した規制内容にすべき。</p>	<p>「許可による捕獲」ではその目的に応じた申請内容により審査し、許可されるものと考えます。</p>
21	<p>わなの全面禁止。禁止が不可能であれば、製造業者及び小売業者への罰則を含めた販売規制。</p>	<p>鳥獣の捕獲に適切に使用されるわなは必要と考えます。また、猟具の適切な販売について今後とも販売店への協力を依頼することを考えています。</p>

22	現在、設置されているわなのほとんどが直径15cm程度であり、取締り上困難が予想される。 (計2件)	錯誤捕獲の防止等による鳥獣の保護管理に必要と考えます。また、適切な使用の推進のため普及啓発等に努めるようにします。
23	これまで使い慣れた猟具が違反となると許可返上者が多数発生するが、市販の猟具は5千~1万円と高価なため従来使用してきた猟具が無許可で使われることになる。また、自己防衛に使用する農家も従来が数百円で自作できたものが、高価な猟具が購入できずに断念する。	錯誤捕獲の防止等による鳥獣の保護管理に必要と考えます。なお、適合する材料であれば自作も可能と考えます。
24	改正によりくくりわなによる大型獣の捕獲はできなくなる。また、この規制では猟犬の錯誤捕獲の防止には役立たない。狩猟者の減少を進ませてしまう。	錯誤捕獲の防止等による鳥獣の保護管理に必要と考えます。
25	くくりわなの規制は30cmとする。	錯誤捕獲の防止等による鳥獣の保護管理に必要と考えます。
26	獣類の捕獲には最低25cm以上必要。締め付け防止金具は大型獣類には無意味であることから、禁止する猟法の見直しで①輪の直径が12cmを超えるもの、②締め付け防止金具が装着されていないもの、は必要ない。	錯誤捕獲の防止等による鳥獣の保護管理に必要と考えます。
27	禁止する猟法の見直しに対して全面的に反対します。 (計2件)	錯誤捕獲の防止等による鳥獣の保護管理に必要と考えます。
28	イノシシ・シカの足くくりわなの直径は現行のままでよい。	錯誤捕獲の防止等による鳥獣の保護管理に必要と考えます。
29	輪の直径は少なくとも20~25cm程度が必要	錯誤捕獲の防止等による鳥獣の保護管理に必要と考えます。
30	この案は、イノシシの被害を知らず、保護目的に重点を置いたものと思えない。	錯誤捕獲の防止等による鳥獣の保護管理に必要と考えます。なお、適合する材料であれば自作も可能と考えます。本案については狩猟者を含む専門家の意見を踏まえたものです。

31	<p>禁止する猟法の見直し内容については、くくりわなの直径が規制されるとイノシシ、ニホンジカの捕獲は不可能となるため、くくりわなによる猟を断念せざるをえないことから反対である。 (計8件)</p>	<p>錯誤捕獲の防止等による鳥獣の保護管理に必要と考えます。なお、適切な目的による申請については許可され则认为ます。</p>
32	<p>締め付け防止に金具を使わずとも結び方でも調節できることから、締め付け防止機能の有無で判断するよう再検討をお願いしたい。</p>	<p>ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
33	<p>イノシシ・ニホンジカのくくりわなの禁止要件の①輪の直径が12cmを超えるものは除外するか、クマのいない地域での地域限定、またははねあげ型、パネ式くくりわなに限定すべき。</p>	<p>錯誤捕獲の防止等による鳥獣の保護管理に必要と考えます。なお、適切な目的による申請については許可され则认为ます。</p>
34	<p>イノシシ、ニホンジカのみで直径が12cmを超えるものがあるが、これではイノシシの脚が入らないのではないと思われる。せめて縦18cm横23cmくらいは必要。</p>	<p>錯誤捕獲の防止等による鳥獣の保護管理に必要と考えます。なお、適切な目的による申請については許可され则认为ます。</p>
<p>7. 特定輸入鳥獣の種及び標識交付申請の手続 (新設)</p>		
35	<p>作業手順を考えると、1人ではできないと思われるので、多数の輸入があった場合を考えると対応には相当の無理が生じるとと思われる。</p>	<p>多数の輸入が予定されている日については、対応や作業スペースの確保等を図りたいと考えています。</p>
36	<p>脚環装着の作業によって鳥を追い廻し捕まえるので少なからず、恐怖と苦痛を与えることになるのは避けられず、よって落鳥を生じる結果となるだろう。このことはすなわち動物の虐待に当たるとと思われるので一考を要するのではないか。</p>	<p>特定輸入鳥獣には状況に応じて、給餌・給水・休息後に標識の装着作業を行えるような配慮を検討したいと考えています。ただし、「輸入後速やかに」という法の趣旨を踏まえ、標識の装着は当該鳥獣を輸入した空港敷地内若しくはその周辺で行うことを考えています。</p>

37	<p>標識装着の対象とする特定輸入鳥獣の中に、猛禽類を含めるべきである。また、野鳥の愛玩飼養自体を禁止するべきである。 (計37件)</p>	<p>特定輸入鳥獣は、輸入実績や違法飼養及び他法令による規制の状況等の要件を踏まえて選定したもので、猛禽類についてはこの要件を満たしていませんでした。なお、野鳥の愛がん飼養については今後ともその適正化に努めます。</p>
38	<p>標識の取り付けや交付申請の制度では、違法捕獲個体とすり替えられるおそれがないため、特定輸入鳥獣の種の輸入禁止に変更すべき。 (計3件)</p>	<p>特定輸入鳥獣に標識の装着を義務付けを適切に実施することでたいおうをはかりたいとかがえることにより違法捕獲個体との識別が容易になるため、この制度が適当と考えます</p>
39	<p>特定輸入鳥獣の種には日本産と同種の鳥類の全種を含むべき。</p>	<p>特定輸入鳥獣は、輸入実績や違法飼養及び他法令による規制の状況等の要件を踏まえて選定するもので、原案どおりが適当と考えます。</p>
40	<p>標識の取り外し及び再交付については反対する。</p>	<p>適正に飼養されている特定輸入鳥獣に脚の疾患等が発生した場合には標識を取り外して治療を行う事態も想定されますので、例外的に標識の取り外しを認めるものです。なお、再交付申請については、慎重に審査を行うこととします。</p>
41	<p>省令「案概要」には種名として和名のみを記載してあるが、省令の特定輸入鳥獣の種名には学名も記載するべきである。 (計2件)</p>	<p>省令本文の記載については、省令第27条の記載をはじめ、過去の用例同様、種名は「和名(学名)」とすることとしています。</p>
42	<p>当該輸入直後衰弱輸入鳥獣を直ちに捕獲し標識を装着するは動物愛護管理法に疑問あり</p>	<p>特定輸入鳥獣には状況に応じて、給餌・給水・休息後に標識の装着作業を行えるような配慮を検討したいと考えています。ただし、「輸入後速やかに」という法の趣旨を踏まえ、標識の装着は当該鳥獣を輸入した空港敷地内若しくはその周辺で行うことを考えています。</p>